

# 全国厚生労働関係部局長会議資料 (厚生分科会)

平成23年1月20日(木)  
社会・援護局

# 目 次

I 社会関係	頁
1. 生活保護制度の23年度の運営	1
2. 生活困窮者支援	11
3. 地域福祉の推進	17
4. 福祉・介護人材確保対策	27
5. 消費生活協同組合の指導・監督	36
II 援護関係	38

# 1 生活保護制度の23年度の運営

# 1 生活保護制度の見直し等について

## ○ 生活保護制度の見直し

### 背景

- 生活保護制度を取り巻く現状として、稼働能力を有すると考えられる生活保護受給者に対する自立、就労支援及び貧困の連鎖の防止が喫緊の課題
- 一方、貧困ビジネスや医療扶助の不正受給等、生活保護受給者を利用した不正事件が横行する等、制度への信頼を揺るがす問題が深刻化
- 地方自治体からも生活保護制度の抜本改革に向けた国の早急な対応を求められており、昨年10月に指定都市市長会が、同年11月に全国市長会が具体的な提言を国に提出

### 対応

- 自治体の御提言等を踏まえ、運用改善や予算措置等で速やかに実現できるものは逐次実施するとともに、第2のセーフティネット施策を強化するため、求職者支援法案（仮称・別紙）を次期通常国会に提出予定
- 自治体の御意見を踏まえながら、生活保護受給者に対する就労・自立支援の充実強化や保護費の不正受給対策をはじめとする生活保護制度の見直しについて検討を進める
- なお、無料低額宿泊所等に対する法規制を強化するため、民主党において議員立法の国会提出を準備中

## ○ 生活保護基準の検証

### 今後の進め方

- 生活保護基準について、平成21年全国消費実態調査の特別集計等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施するため、専門家による検討の場を設け、年度内を目処に検証を開始する予定

# (別紙) 求職者支援制度について(検討中の案)

## 求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険(失業給付)を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、求職者の早期の就職を支援する。

## 訓練

- 求職者の就職に資する新たな訓練を設ける。
- 新たな訓練の訓練コースは、成長分野や地域の求人ニーズを踏まえて設定。

## 給付

- ◎ 一定の要件に該当する場合、訓練受講中の生活を支援するための給付を支給する。
  - (1)給付要件
    - 対象者が公共職業安定所長の指示する訓練を受講する場合であって、以下の要件が確認できた場合に支給。
      - ・ 常態として職に就いていないこと
      - ・ 世帯に一定の収入がないこと及び資産が一定の水準を超えないこと
      - ・ 訓練にすべて出席すること(正当な理由がある場合、8割以上)
  - (2)給付額
    - 1月当たり10万円。
    - このほか、訓練機関に通うための交通費(実費)を支給。
  - (3)給付期間
    - 循環的に受給することを防止するような仕組みを設ける(給付を受給できる日数は、2年まで)。
  - (4)融資
    - 給付受給者が給付に上乗せして融資が受けられる制度を設ける。
  - (5)適正な給付のための措置
    - 不正受給について、不正受給額の返還・納付などのペナルティを設ける。

## 訓練受講者に対する就職支援

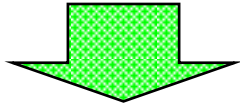
- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

## 2 自立支援の充実・強化について ①

### 新しい公共を活用した生活保護受給者の社会的な居場所づくりについて

#### 現状の課題

- 求職活動が長期化する中で働く意欲を失ってしまい、社会から孤立してしまう方が増加している
- 学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯の子どもが成長し、再び生活保護世帯になるという貧困の連鎖が発生している



NPO関係者、有識者、自治体関係者による研究会を開催し、報告書のとりまとめ(平成22年7月)

#### 今後の対応

- 1 生活保護受給者のための「社会的な居場所」をつくり、社会とのつながりを結び直すことにより、自尊感情を回復
- 2 福祉事務所だけでなく、企業、NPO、社会福祉法人、住民等と協働する「新しい公共」により実施

#### 取組の具体例

- 【旭川市】介護・障害者施設の手伝い、農作業等のボランティアを行う(NPO法人と協働)
- 【釧路市】就業体験として、一定期間、リサイクル業を行う民間企業の業務の一部を体験(民間企業と協働)
- 【横浜市】子どもの学習支援の場をつくり、中学3年生の高校進学を支援(NPO法人との協働)



- ・平成23年度予算(案)においてセーフティネット支援対策等事業費補助金に新たなメニュー事業(国10/10補助)を創設
- ・厚生労働省において、新しい公共となり得る地域資源のリストづくり及び事例集の作成



自治体の創意工夫による取組を促進

## 2 自立支援の充実・強化について ②

### ハローワークとの連携による就労支援(「福祉から就労」支援事業)(別紙)

- 福祉事務所とハローワークが連携して、生活保護受給者や住宅手当受給者等に対し、更に積極的な就労支援を行うため、地方自治体とハローワークが共通の目標を設定した上で協定を締結。
- 地方自治体とハローワークの担当者から構成されるチームが、対象となる生活保護受給者等それぞれに対して支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制による職業相談など、積極的な就労支援を行う。

### 就労支援員の増配置

#### 配置による効果

現状:稼働能力を有する世帯の急増、ケースワーカーによるきめ細かな就労支援が困難

就労支援員  
の配置

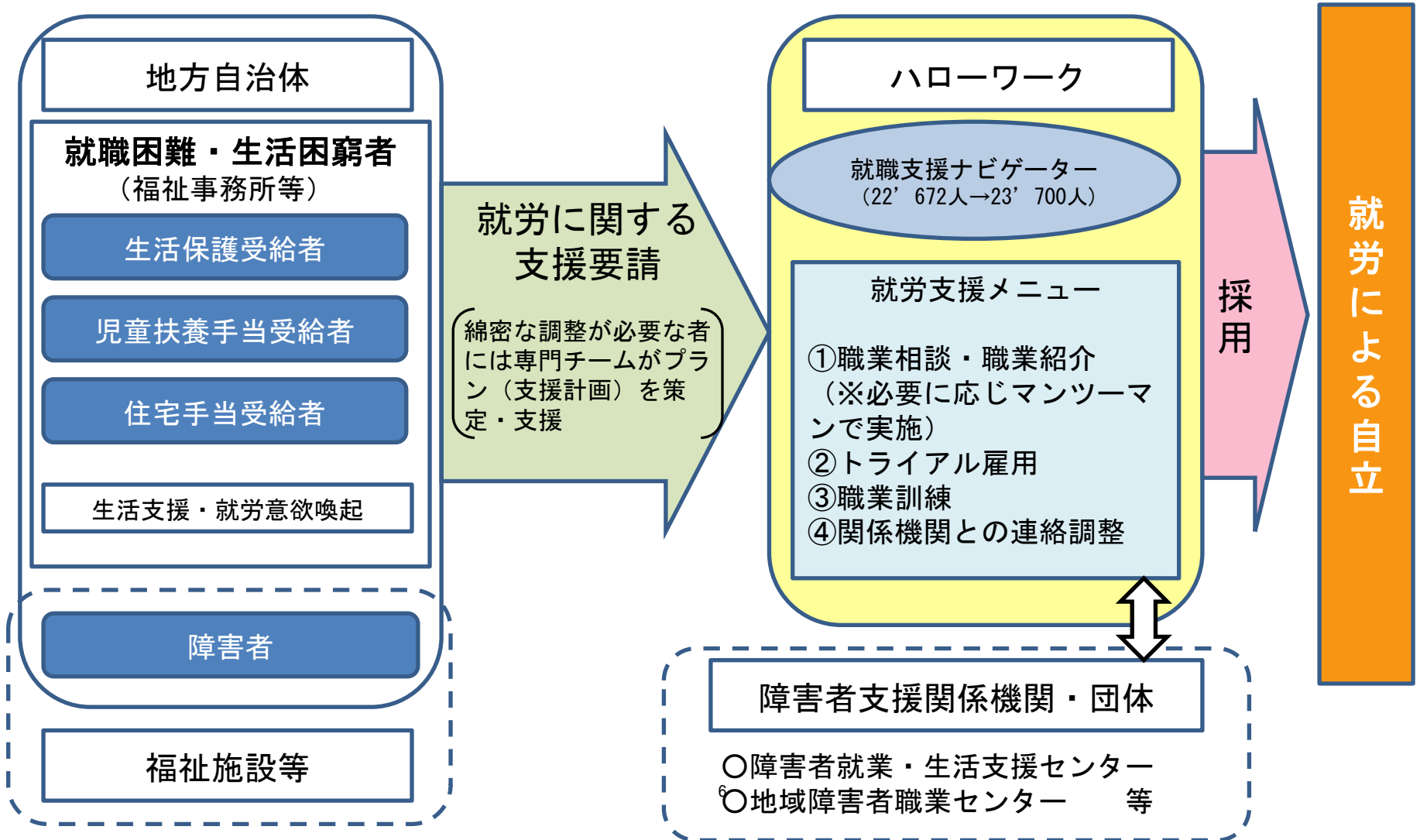
- ・きめ細かな就労支援を行うことにより、生活保護受給者の自立に資する
- ・保護費の適正化(平成21年度実績:費用対効果2.7倍)
- ・就労支援員の配置にかかる費用は国(国庫補助)10/10

#### 平成23年度の方針

- 平成22年度補正予算(基金の延長)により、23年度も国負担(10/10)による実施が決定
- 就労支援員だけでなく、就労意欲喚起等支援事業による民間企業への委託等でも可
- 「就労支援員の増配置について」(平成22年9月14日社援発0914第7号厚生労働省社会・援護局長通知)を基に、就労支援員を更に増配置していただきたい

# (別紙)「福祉から就労」支援事業(仮称)の概要

地方自治体とハローワークの間で、当該事業に関する協定(支援の対象者、対象者数、目標、支援手法、両者の役割分担等)を締結。





### 3 不正受給対策の推進等について ①

#### ○ 無料低額宿泊施設等に対する対応について

##### 当面の対応

- 法的位置付けのない施設及び無料低額宿泊施設の調査結果の公表(平成21年10月)
- 調査結果を踏まえ、自治体に対し、改善指導する通知の発出  
(平成21年10月20日社援保発1020第1号保護課長通知)
  - ①訪問調査の徹底及び劣悪な居住環境にある場合などの転居支援、②防火安全体制の確認の協力、③未届施設に対する届出等の要請及び関係部局との連携、④生活保護費の適正な交付、⑤無料低額宿泊施設の収支状況の公開について

平成22年度調査についても集計中

##### 今後の更なる対応の検討

1 法規制の是非も含めた無料低額宿泊施設等に関する更なる見直し

民主党において貧困ビジネス規制に関する議員立法を公表し、国会提出を準備中

2 必要な予算の確保

- ・ 優良な無料低額宿泊施設に対する(財政支援)
- ・ 専門職員による無料低額宿泊施設に対する巡回相談・指導

平成22年度予算～

平成21年度第二次補正予算～

3 その他(生活保護の運用改善)

平成22年5月に関係通知の改正(劣悪な施設から適切な法定施設へ転居する際に必要な敷金等の支給要件の拡大等)

## ○ 医療扶助の適正化について

医療扶助の適正化に向けて、平成23年4月から本格運用となる電子レセプトの活用等を通じ、以下の取組を各自治体において実施するよう、お願いします。

### (1) 電子レセプトを活用したレセプト点検の強化

これまでの紙レセプトに比べ、平成23年4月から本格運用となる電子レセプトを活用することで、資格点検などの効率化を図られることから、レセプト点検強化に取り組まれない。

### (2) 指定医療機関に対する効果的・効率的な指導

電子レセプト等を活用して、生活保護の指定医療機関からの請求状況を集計・分析していただき、生活保護受給者に関する請求件数が多い等、他に比べ突出しているケースについては、重点的にレセプトを個別に内容審査し、請求内容に問題の疑いがある医療機関に対しては重点指導を実施されたい。

### (3) 向精神薬における適正受診の徹底

同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている生活保護受給者などの受診行動についても、電子レセプトを活用等することでの的確に把握し、嘱託医協議・主治医訪問等を通じ、内容を審査するとともに、不適切な受診があった際には、生活保護受給者に対し適正な受診を指導されたい。

### (4) 後発医薬品の利用促進

既に後発医薬品のある先発医薬品が処方されている生活保護受給者について、電子レセプトを活用して福祉事務所等が的確に把握し、当該生活保護受給者に対して、後発医薬品の周知等利用促進を積極的に図られたい。

## 4 生活保護事務のIT化の推進について

○生活保護受給世帯が増加し、かつ世帯が抱える課題が多様化・複雑化している中、生活保護業務のIT化による業務の効率化を図るとともに、生活保護関係データの分析等を通じて現状把握を徹底し、適切な生活保護行政を推進することが重要である。

○平成23年度から本格運用となる以下の取組について、計画的な整備及び適切な運用開始をお願いする。

### ① 生活保護業務データシステム

#### 目的

福祉事務所、都道府県、指定都市及び中核市の生活保護に関するデータを一括して収集し、厚生労働省、都道府県、指定都市、中核市及び福祉事務所が共用できるデータベースを構築し、より詳細な生活保護動向の分析を行い、生活保護の適正化に向けた取組の推進及び政策の企画立案等に活用する。

#### 効果

保護動向及び生活関連指標の随時把握、データの自動集計による調査及び報告関連業務の効率化、長期のデータ保存による経年データ抽出及び分析(データバンク化)、多様なデータの一元集約による多面的な集計及び分析、IT化の推進による情報の共有化及びペーパーレス化が期待できる。

### ② 医療扶助レセプトの電子化

#### 目的

医療保険制度のIT化推進に伴い、原則として、平成23年度から全ての医療レセプトが電子化され、生活保護の指定医療機関からの請求については、社会保険診療報酬支払基金を通じて、電子レセプトのオンライン受領を実施することとなる。すでに各自治体に配付している「生活保護等版レセプト管理システム」の導入により、レセプトのオンライン受領に対応するとともに、従来の紙レセプトではできなかった、電子レセプトによる効率的な管理・効果的な分析を行う。

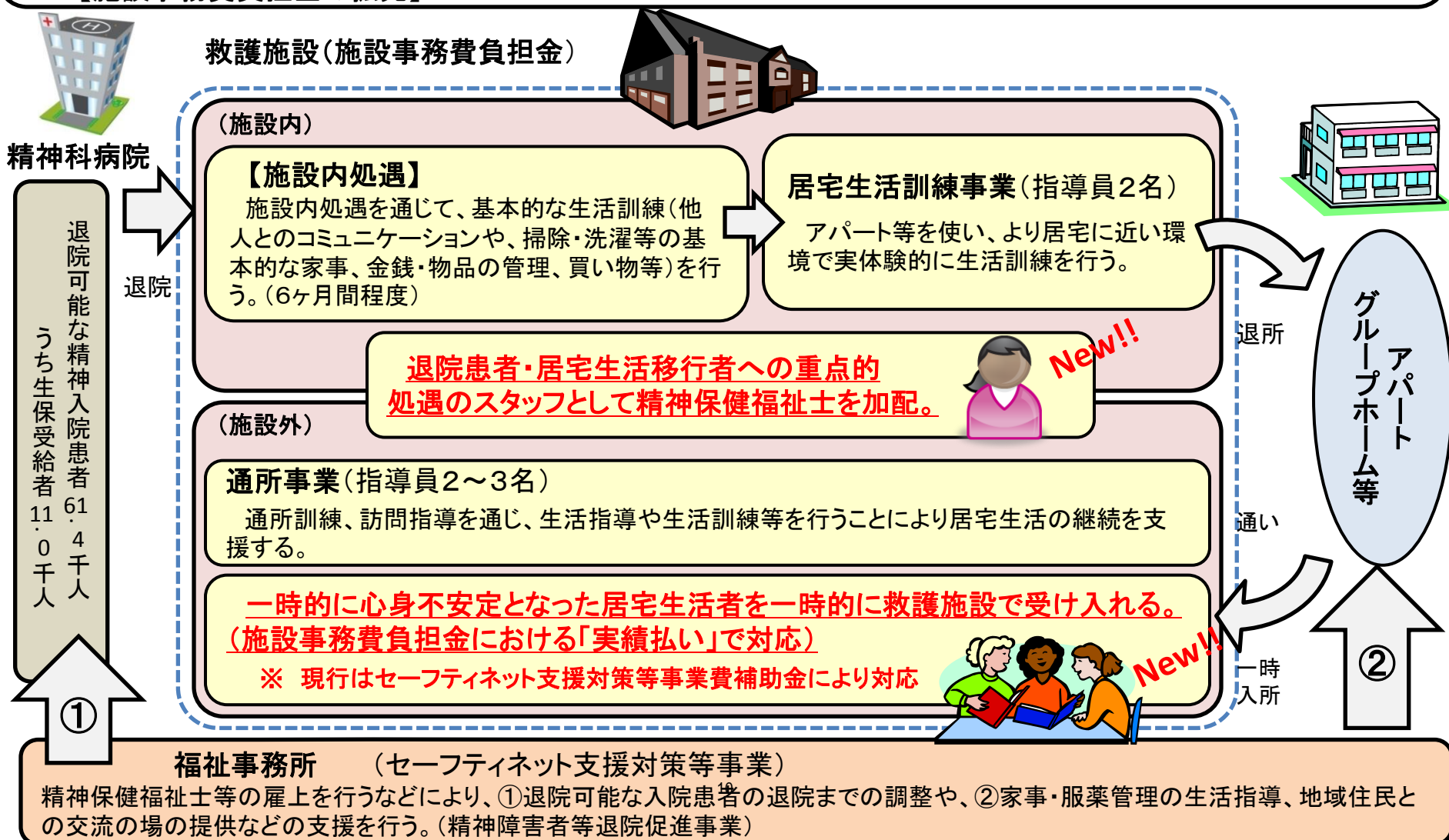
#### 効果

都道府県等本庁及び各福祉事務所において、電子化された医療レセプトを基に、管内全体や医療機関ごと、生活保護受給者ごとの医療費分析、傷病別分析など、多彩な統計・分析機能を用いることで、的確に現状分析が可能となるとともに、医療扶助の適正化に向けた取組や生活保護受給者に対する適切な受診指導等に活用することができる。

# 5 救護施設の機能を活用した精神障害者等の地域生活支援対策について

- 精神障害等を抱える生活保護受給者の地域移行の推進を図るとともに、地域で生活しているこれらの精神障害者等の孤立防止・自殺予防を含めた居宅生活継続支援を行うため、救護施設に精神保健福祉士を配置し、精神障害者等の地域移行に向けた訓練や、居宅等で生活する精神障害者の症状が不安定になった場合に一時保護入所を行う。

【施設事務費負担金の拡充】



## 2 生活困窮者支援

# (1) 経済対策の概要と補正予算における対応

## 新成長戦略実現に向けた 3段階の経済対策

(H22.9.10 閣議決定)

### ステップ1 円高、デフレ状況に対する緊急的な対応

◇ 円高等に景気下振れリスクへの対応、デフレ脱却の基盤づくりのための緊急的対応

・経済危機対応・地域活性化予備の活用

### ステップ2 今後の動向を踏まえた機動的対応

◇ 今後の景気・雇用動向を踏まえた機動的・弾力的な対応

・必要に応じて、国庫債務負担行為の活用を含め、補正予算の編成等、機動的・弾力的に対応する。

◇ 新成長戦略の推進・加速

### ステップ3 新成長戦略の本格実施

◇ 平成23年度予算において、「元気な日本復活特別枠」の活用等により、需要・雇用創出効果の高い施策への重点配分を行い、新成長戦略を本格実施

## 円高・デフレ対応のための 緊急総合経済対策

～新成長戦略実現に向けたステップ2～

(H22.10.8 閣議決定)

3. 子育て、医療・介護・福祉等の強化による  
安心の確保

(4) 福祉等

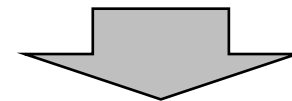
〈 具体的な措置 〉

○ 生活困窮者対策

(ア) 『住まい対策』の拡充の延長

(イ) 貧困・困窮者の「絆」再生事業の実施

(ウ) 生活福祉資金貸付事業の実施に必要な体制整備



【平成22年度補正予算における対応】

緊急雇用創出基金(住まい対策)の積増し等

600億円

(内訳)

・貧困・困窮者「絆」再生事業……………100億円

・生活福祉資金貸付事業の実施に

必要な体制整備……………500億円

## (2) 緊急雇用創出基金(住まい対策)の積増し等

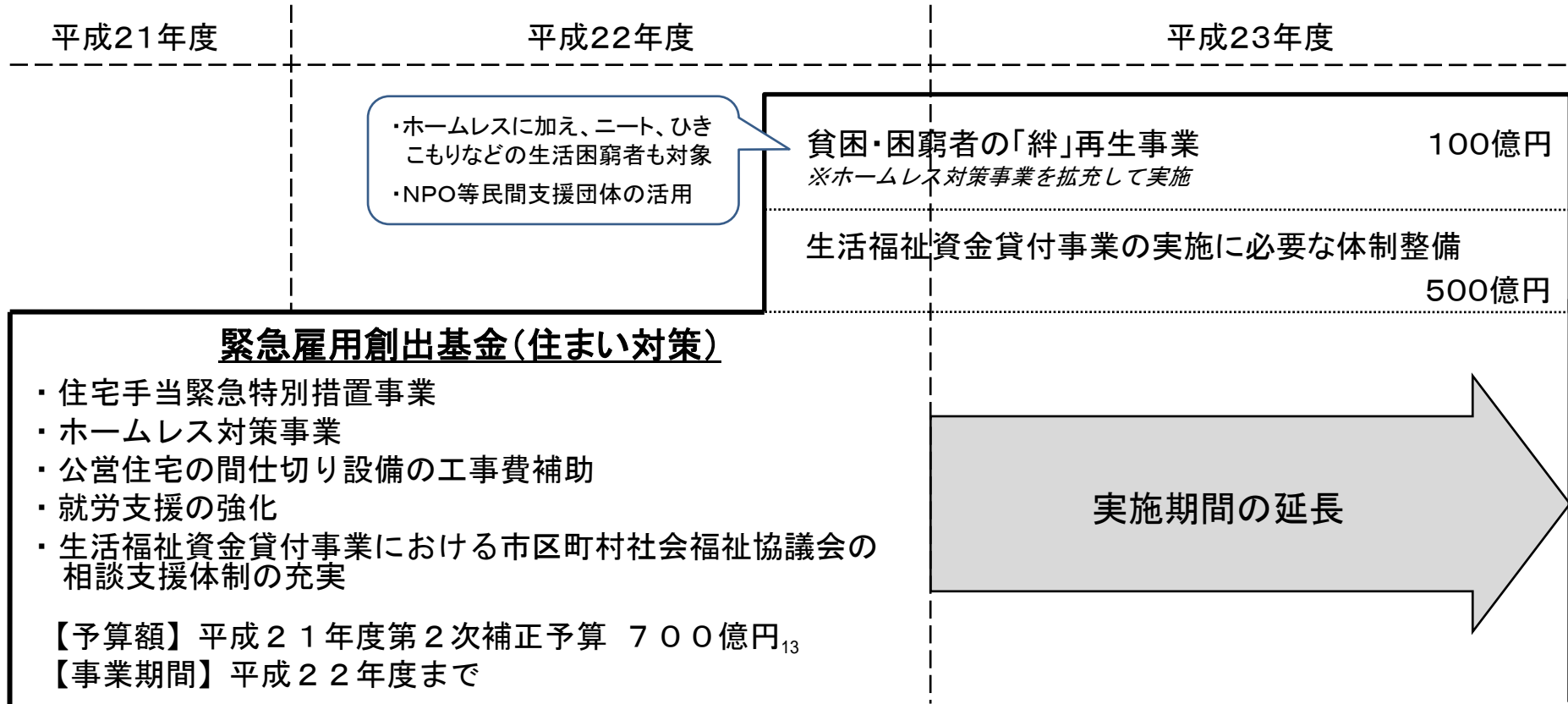
### ○事業期間の延長

平成20年度に都道府県に設置している「緊急雇用創出基金」は、平成21年度の緊急経済対策の一環として「住まい対策」を拡充しており、「住まい対策」の事業期間を平成23年度末まで1年間延長する。

### ○事業の追加

従来のホームレス対策を拡充し、ニートやひきこもりなどの生活困窮者も支援対象に含め、NPO等民間支援団体の活用を加えることとした『貧困・困窮者の「絆」再生事業』と、総量規制により消費者金融からの借入が制限された方等からの相談体制の整備や貸付原資の確保等を行う『生活福祉資金貸付事業の実施に必要な体制整備』を、追加する。

### 【イメージ】



### (3) 貧困・困窮者の「絆」再生事業

地域で支援活動を行っている **NPOと連携**して、路上生活者だけでなく地域で孤立している **生活困窮者** (ニート、ひきこもりなど) に対し、**個別かつ継続的な支援**の要素を新たに加え総合的な支援システムを構築

生活の再構築、地域社会への復帰

旧施策

新施策(充実拡大)

路上生活者

対象者

社会的**生活困窮者** (ニート、ひきこもりなど) を新たに追加

シェルター設置等自治体主導の事業

実施方法

地域の実情に応じて、**NPO等民間支援団体**と連携しノウハウを活用

施設における限定的な支援

支援方法

社会的生活を送るための**退所後も含めた個別かつ継続的な支援**

路上からの脱却

事業目的

路上化の**未然防止**  
継続的支援による**再路上化の防止**



## 貧困・困窮者の「絆」再生事業100億円（緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策）に積み増し）

### （1）ホームレス総合相談推進事業

- ホームレス等の起居する場所を巡回して、日常生活に関する相談等を行うほか、借り上げ方式によるホームレス緊急一時宿泊施設入所者を定期的に訪問し、自立のために必要な支援・指導等を行う。
- ホームレス自立支援センター、ホームレス緊急一時宿泊施設を退所した者の中で引き続き支援が必要な者や生活困窮者を定期的に訪問し、地域で自立した生活が定着するために必要な支援・指導等を行う。
- 行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設置し、ホームレス及び生活困窮者等への対策に関する協議、調整、相談事業計画の企画立案及び策定等を行う。

### （2）ホームレス自立支援事業

- 自立支援センターの利用者に対し、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労等による自立を支援する。また、個々の利用者の状況に応じたきめ細やかな支援が可能となるよう、精神保健福祉士等の専門職を新たに配置する。

### （3）ホームレス緊急一時宿泊事業

- プレハブ等による緊急一時宿泊施設を利用する者に対し、健康状態の悪化を防止するとともに、福祉、就労等の各種施策の活用にかかる助言や支援を行うことにより自立を支援する。
- 民間宿泊施設の借り上げによる緊急一時宿泊施設を利用する者に対し、ハローワークなどの労働施策担当機関や福祉事務所、社会福祉協議会などの福祉施策担当機関と連携し、就労、福祉等の各種施策の活用にかかる助言や支援を行うことにより自立を支援する。

### （4）ホームレス能力活用推進事業

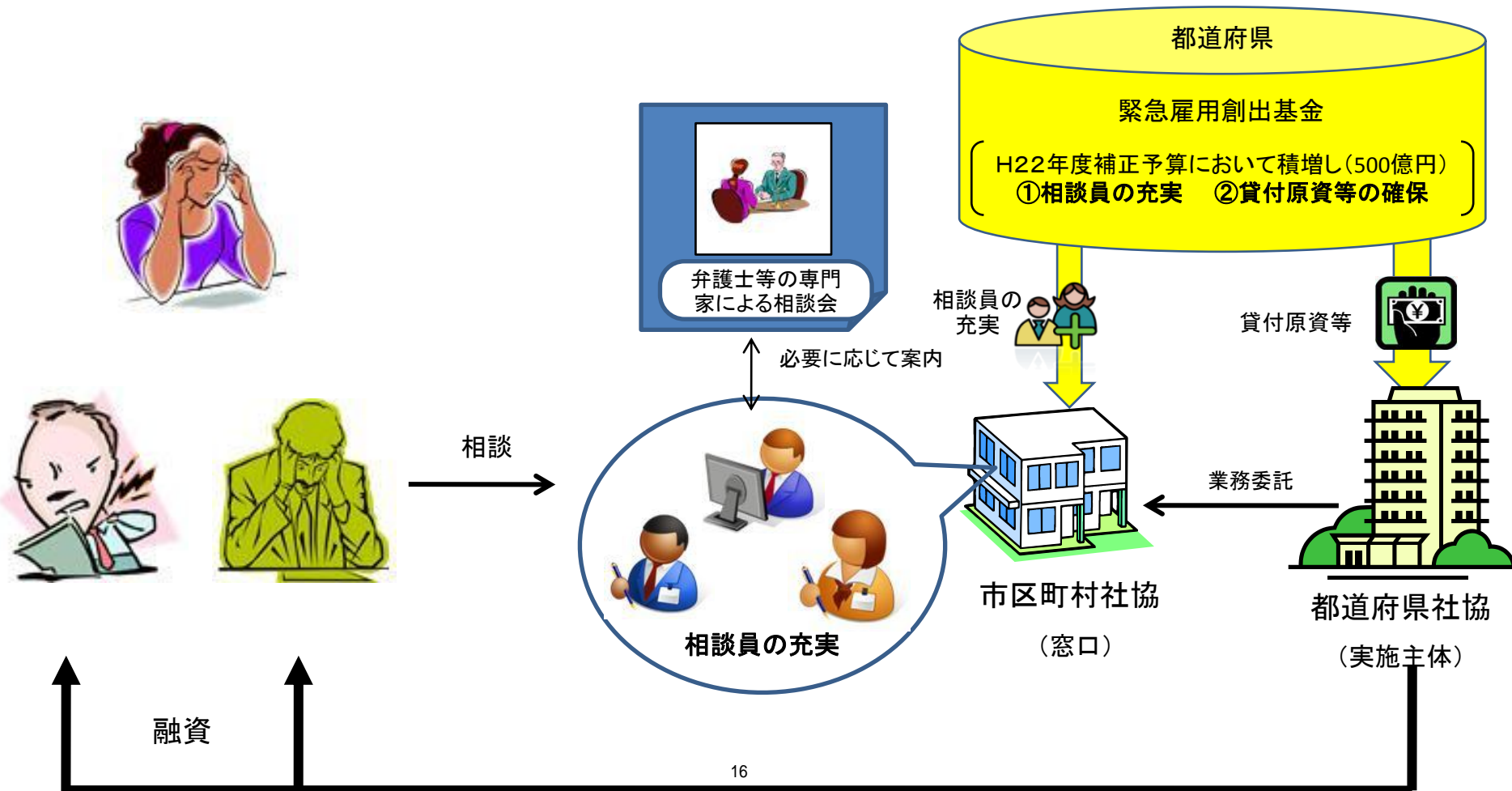
- 一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、都市雑業的な職種の情報収集・提供やその職種についての知識・技能の付与を行う。

### （5）NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業（新）

- 自治体とNPO等民間支援団体が連携し、生活困窮者等に対して自立支援の観点から総合相談、安心して過ごせる居場所の確保及び生活支援を一体的に実施し、生活困窮者等の地域生活への復帰や再路上化防止を図る。当事業は、NPO等民間支援団体が実施主体となり、直接、都道府県から助成を受けることも可。

## (4) 生活福祉資金貸付事業の実施に必要な体制整備

低所得世帯を対象とした生活福祉資金貸付事業において、貸金業法の改正により消費者金融からの借入が制限された方等からの相談体制の整備や貸付原資の確保等を行う



### 3 地域福祉の推進

# 地域福祉の推進について

背景

地域社会における問題

所在不明高齢者問題

猛暑による熱中症問題

等

基本的な考え方

地域住民が孤立しないよう、見守り機能を強化し、地域社会で支え合い、住み慣れた地域で安心した生活が続けられる社会をつくることが重要

対応策

地域福祉の推進へ向けた取組み

地域福祉計画  
の策定

民生委員活動  
の推進

安心生活創造  
事業の推進

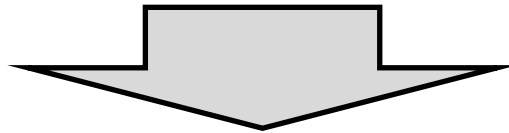
日常生活自立  
支援事業の推進

等

## (1) 地域福祉計画策定状況等について

- ・ 昨年夏のいわゆる所在不明高齢者問題に関連し、8月13日に通知を発出。地方公共団体に対して、地域福祉計画の未策定市区町村における策定と策定済み市区町村における点検・見直しを依頼するとともに、計画の策定状況等に関する調査を実施。

- 計画を策定している市区町村は、昨年3月末の850か所(48.5%)から7月末の855か所(48.8%)に増加。また、策定予定の市区町村は30か所増加。
- 町村における計画策定率は31.5%であり、市区部の69.1%と比べて低い。

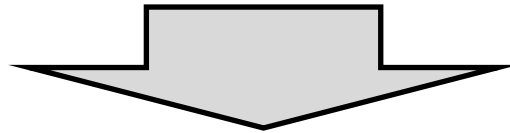


- 本調査等により得られた地方自治体の状況を踏まえて、特に小規模な市町村を中心に、優良事例を抽出。
- 順次、厚生労働省のホームページに掲載。

## (2) 民生委員に対する個人情報の提供状況等について

- ・ 昨年夏のいわゆる所在不明高齢者問題に関連し、9月10日に市区町村の民生委員に対する個人情報の提供状況についてサンプル調査を実施。(人口規模別に各都道府県当たり3市区町村を選定。回収率96.5%)

- 今回の調査対象市区町村のうち、民生委員に対して何らかの個人情報を提供している市区町村は85.3%。
- その中で、高齢者単身世帯であるとの情報を提供している市区町村は62.1%であり、調査対象市区町村全体の約半数がこの情報を提供していない。



- 個人情報の提供に慎重な自治体の問題意識に対応し、今後、積極的に個人情報を提供している事例を収集し提供する。

### (3) 地域生活定着支援センターの整備について (矯正施設退所者の地域生活定着支援事業)

#### 現 状

- 矯正施設※入所者の中には、高齢又は障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉的支援を受けてきていない人が少なくない。また、親族等の受入先を確保できないまま矯正施設を退所する高齢者、障害者も数多く存在。  
(※刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院)
- 従来、矯正施設と地域における福祉とをつなぐ仕組みがなかったことから、矯正施設退所後、生活に困窮して再犯を繰り返してしまう高齢者、障害者が存在することも指摘されている。

#### 地域生活定着支援事業

- 高齢又は障害により自立困難な矯正施設退所者について、福祉サービスにつなげるための事前準備等を行う「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備。(平成21年度～)

##### 【地域生活定着支援センターの整備状況】

- ・ 平成21年度開設 11県
- ・ 平成22年度開設 26道府県(平成22年末現在)
- ・ 合 計 37道府県(平成22年末現在)

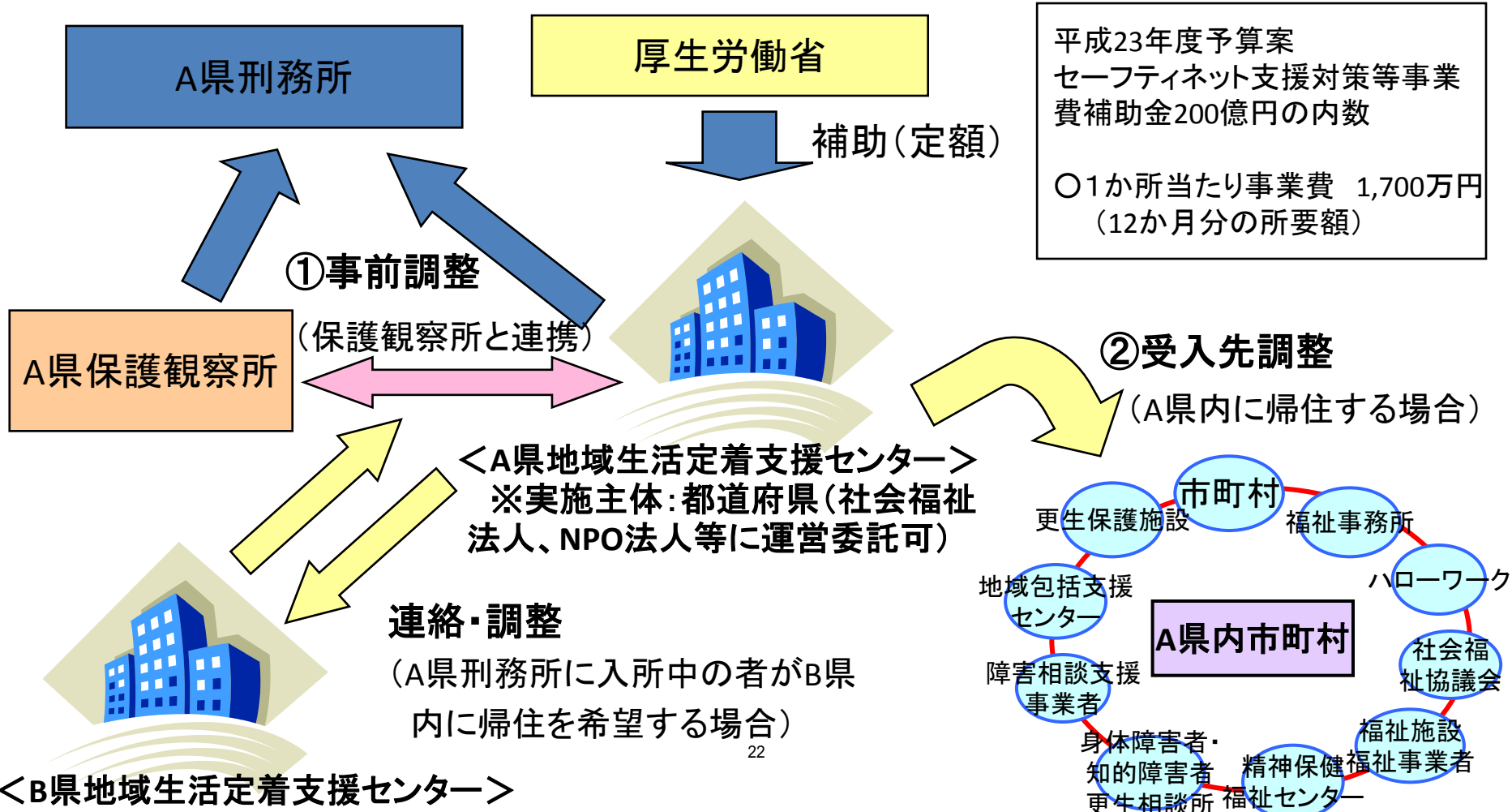
- 矯正施設及び退所者の帰住地は全国に分布するため、同センターがその役割を果たすためには全国的なネットワークを築く必要がある。未設置の都県におかれては、平成23年度中の設置をお願いしたい。

※ セーフティネット支援対策等事業費補助金(補助率10/10)

# 地域生活定着支援センターの概要

矯正施設退所後直ちに福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、**地域生活定着支援センターを、各都道府県に設置する。**

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う役割(矯正施設所在地において果たす役割)と、②退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う役割(帰住予定地において果たす役割)の2つの役割を併せ持つ。





## (4)ひきこもり地域支援センターの整備について (ひきこもり対策推進事業)

### 課 題

「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査等では、

- ひきこもりに特化した相談窓口がないため、ひきこもり本人又は家族が相談に十分に結びついていないのではないか。
- ひきこもりの支援は長期間に及ぶことから、各段階に応じた対応が必要となるが、各関係機関のネットワークが十分でないのではないか。
- ひきこもり各関係機関における専門職員の知識や支援技術が十分でないのではないか。
- ひきこもり本人又は家族に必要な情報が届いていないのではないか。

といった問題が提起されている。

### ひきこもり対策推進事業の実施

- 各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保。

【ひきこもり地域支援センターの整備状況】

- ・ 平成21年度開設 18自治体
  - ・ 平成22年度開設 9自治体(平成22年末現在)
  - ・ 合 計 27自治体(平成22年末現在)
  - ・ その他自治体単独のひきこもり相談窓口を7県・指定都市で設置
- 平成22年5月に公表された「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」において、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援が有効な支援法とされたことから、平成23年度よりアウトリーチの拡充を図る。
  - 未設置の県・指定都市におかれては、同センターの設置について積極的な検討をお願いしたい。

※ セーフティネット支援対策等事業費補助金(補助率<sup>23</sup>1/2)

# ひきこもり地域支援センターの概要

## 課題

- ①ひきこもり本人や家族が十分に相談できずにいるのではないか。
- ②関係機関のネットワークが十分に形成されていないのではないか。
- ③本人や家族にひきこもり施策等の情報が届いていないのではないか。



各都道府県・指定都市に、ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備。

○「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を置き、次の事業を行う。

### ①第1次相談窓口



ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。また、家族等からの要請等により、巡回訪問などアウトリーチの拡大を図る。

### ②他の関係機関との連携



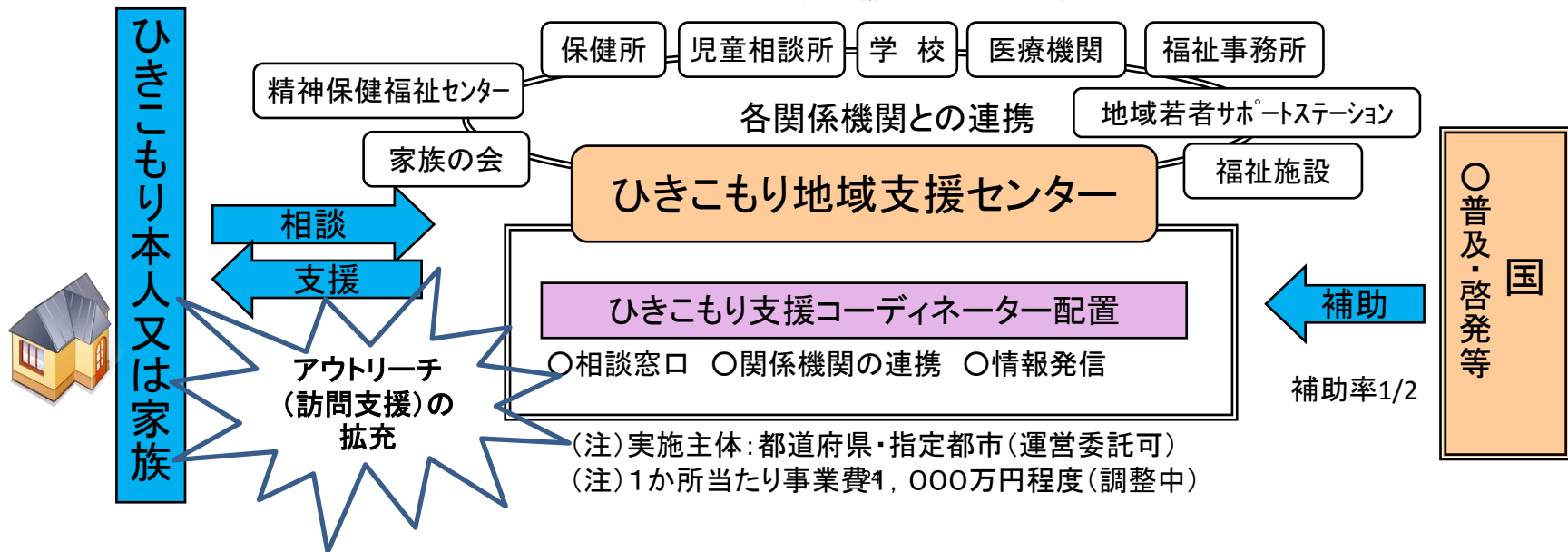
対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。

### ③情報発信

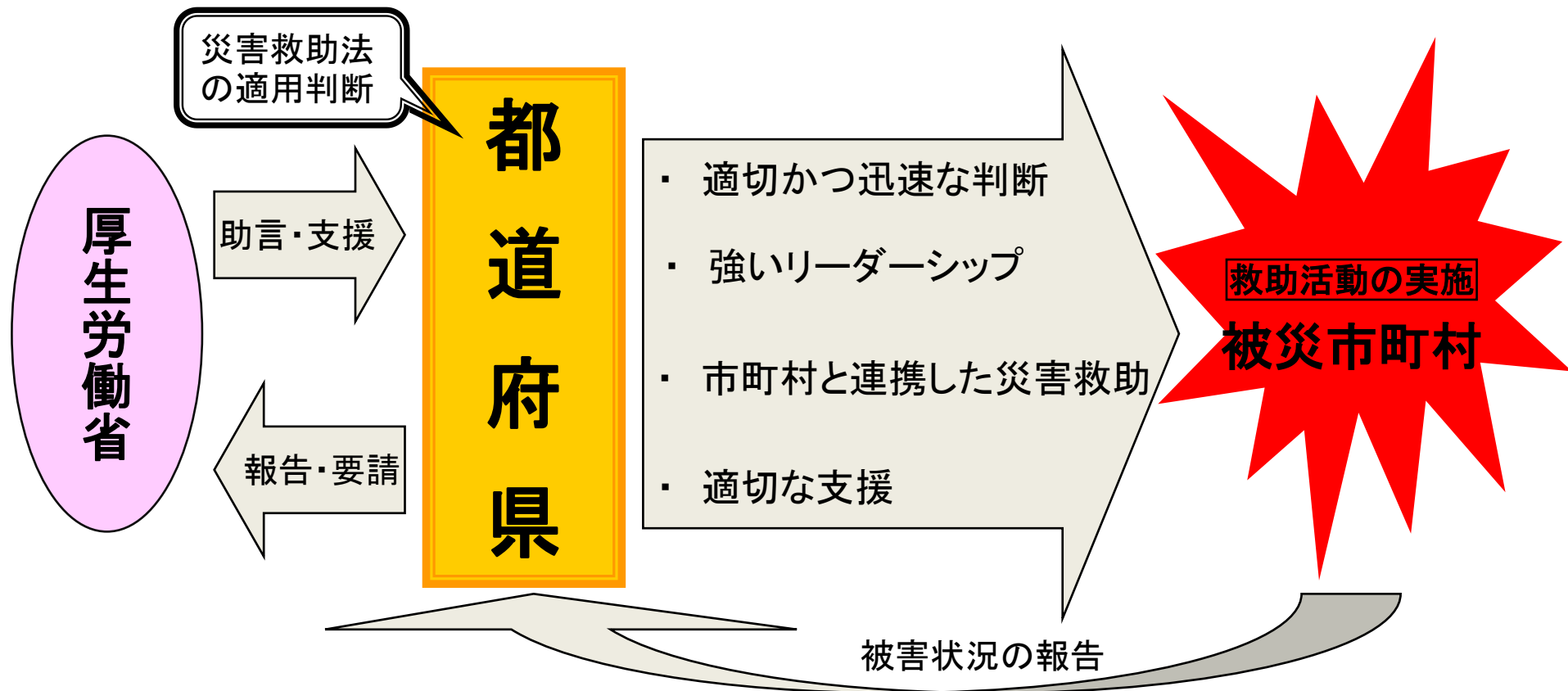


リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。

## ひきこもり地域支援センターの概念図



## (5) 災害救助法の適用



- 災害救助法の適用判断にあたっては、被害住家の数が多数にのぼる場合だけではなく、多数の生命、身体に危害を受けるおそれがあり、例えば、
- ・ 洪水や土砂災害などにより避難勧告・避難指示等による継続的な救助
  - ・ 土砂災害や大雪などにより孤立した村落における救出や食品の給与 等
- が必要となる場合にも適用が可能であること<sup>25</sup>から、迅速に判断されたい。

# (6) 福祉避難所の事前指定・災害時における活用の促進

福祉避難所とは、要援護者(高齢者、障害者等)が安心して生活ができる体制を整備した避難所であり、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化されている老人福祉センター等の既存施設を利用して設置することができる。(一般の避難所の一室を利用して設置することも可。)

福祉避難所の事前指定の状況については、平成22年3月末現在、1カ所以上指定済の自治体割合が34.0%である(平成21年3月末現在は23.8%)。要援護者の避難が円滑に行われるよう、できる限り事前指定を図るとともに、災害時の活用をお願いしたい。

## 事前準備

### 都道府県

- 福祉避難所の普及啓発
- 広域的な調整
  - ・ 福祉避難所の量的確保支援、人材の確保支援等

### 市町村

- 対象者の把握
  - ・ 要援護者の避難支援プランの策定と連携
- 福祉避難所の指定(協定等締結)
- 地域住民への周知
- 運営体制の事前整備
  - ・ 物資・器材、人材、移送手段の確保
  - ・ 社会福祉施設、医療機関等との連携
- 運営訓練の実施等

等

## 連携

## 設置

### 都道府県

- 運営体制の活動支援、広域調整
  - ・ 人材、物資等の活動支援等

## 委任

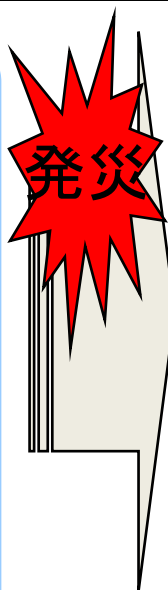
### 市町村

- 福祉避難所の開設
  - ・ 介助員等の配置
  - ・ ポータブルトイレ、情報伝達機器等の設置
  - ・ 紙おむつ、その他消耗器材の確保等

## 財政支援

## 災害救助法(国庫負担対象)

- 通常の避難所経費に上記介助員の配置等の特別の配慮に要する経費を加算

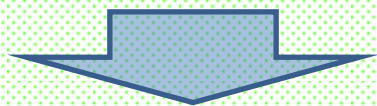


## 4. 福祉・介護人材確保対策

# 1 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会について

## 1. 検討の背景

- 介護福祉士の資格取得方法については、その資質向上を図る観点から、平成19年に法改正を行い、実務経験ルート(改正前は実務3年+国家試験)に6月(600時間)以上の課程を新たに義務付け、平成24年度より施行することとされたところ。
- しかしながら、これによる資質向上が期待される一方、現在の介護分野においては、離職率が高く、地域によっては人手不足が生じている等の課題があり、介護人材の量的な確保に向けた見直しが必要との意見がある。



- このため、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」を設置(昨年3月29日)し、資質向上と量的確保が可能な限り両立されるよう、介護分野の現状に即した介護福祉士養成の在り方について検討を行うとともに、介護職員全体のキャリアラダー構築に資するため、介護人材養成の今後の具体像も併せて検討を行うもの。

## 2. 検討にあたっての調査の実施等について

- 介護福祉士の資格取得方法の見直しに関するご意見募集
- 介護職員研修等実施状況調査の実施 等

### 3. 中間まとめ(昨年8月13日) ～意見の要点と今後の検討の方向性について～

#### 【介護福祉士資格取得までの養成の在り方について】

- 多様な経歴の人々が介護の仕事へ参入できるよう間口を維持しつつ、段階的な技能形成を可能にすることで、量の確保と資質の向上が両立できるようにすることが必要。
- 実務者が介護福祉士資格取得に至るプロセスの検討にあたっては、600時間課程、介護職員基礎研修、ホームヘルパー2級研修等との関係を見直し、従事者が働きながら段階的にステップアップができる研修受講が可能となるよう、研修体系を再編することが必要。  
その際、新しい研修体系の中においても、現行のホームヘルパー2級相当の介護職員の導入的な研修は維持すべき。
- さらに、現在、介護職員のたんの吸引等の医療的ケア実施にかかる検討が行われており、このことは介護福祉士の教育内容とも密接にかかわることから、その議論を踏まえつつ、介護福祉士の実務経験ルートの内容の在り方についても見直しを検討すべき。

#### 【研修の実施方法について】

- 実務者が身近な地域で、無理なく、効率的に学習できるよう、多様な教育資源を活用し、多様な方法で学習できる方策や一定の要件を満たす研修受講歴を読み替える仕組み等を講ずるべき。

#### 【研修の受講支援策等について】

- 国及び地方公共団体は、実務者の学費負担の軽減、事業者の代替職員確保に対する支援策を講ずる等、介護職員が研修に参加しやすい環境整備に努めるべき。

## 【施行時期等について】

- 医療的ケア実施に係る教育内容等の検討、介護福祉士資格取得に至るまでの研修体系の再編と施行準備に時間を要するため、介護福祉士の実務経験ルートについては見直したうえで、その施行は平成24年度から3年程度延期すべき。なお、実務経験ルートの教育課程の再編にあたっては、事業者、従事者が対応できるものとすべき。
- 養成施設ルートへの国家試験受験義務付けの施行時期についても、併せて見直しを検討すべき。



中間まとめを踏まえ、介護人材養成体系全体像を議論

- 介護福祉士に至るまでの養成体系の在り方
- 介護福祉士資格取得後のキャリアパスの在り方 等について検討

・ 介護職員の方々からのヒアリング等の実施

## 4. 報告書 ～今後の介護人材養成の在り方について～

- 1月中を目途に報告書のとりまとめを行う予定



# 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会委員名簿

名 前	職 名
イシバシ シンジ 石橋 真二	社団法人日本介護福祉士会会長
イン トシエ 因 利恵	日本ホームヘルパー協会会長
カワハラ シロウ 河原 四良	UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン政策顧問
カワハラ ヒデオ 川原 秀夫	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会理事長
キタムラ トシユキ 北村 俊幸	一般社団法人日本在宅介護協会研修広報委員会副委員長
◎ コムムラ コウヘイ 駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
コレエダ サチコ 是枝 祥子	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授
タナカ ヒロカズ 田中 博一	社団法人日本介護福祉士養成施設協会副会長
ナカオ タツヨ 中尾 辰代	全国ホームヘルパー協議会会長
バタイ ヒデオ 馬袋 秀男	民間事業者の質を高める一般社団法人全国介護事業者協議会理事長
ヒグチ ケイコ 樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
ヒラカワ ヒロユキ 平川 博之	社団法人全国老人保健施設協会常務理事
ヒロエ ケン 廣江 研	全国社会福祉施設経営者協議会介護保険事業経営委員長
フジイ ケンイチロウ 藤井 賢一郎	日本社会事業大学専門職大学院准教授
ホツタ サトコ 堀田 聡子	ユトレヒト大学社会行動科学部訪問教授
マスタ ワヘイ 栲田 和平	公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護保険委員会委員長
ヤマダ ヒロシ 山田 尋志	NPO法人介護人材キャリア開発機構理事長

# 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会開催経過

## 第1回 平成22年3月29日

- 介護人材の現状等について
- 平成19年「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正について
- 今後の介護人材養成の基本的な方向性に関する論点について

## 第2回 平成22年4月26日

- 今後の介護人材養成の基本的な方向性に関する論点について
- 研修等実施状況調査(案)の内容について

## 第3回 平成22年6月28日

- 研修等実施状況調査の結果について
- 今後の介護人材養成の基本的な方向性に関する論点について

## 第4回 平成22年7月29日

- 現任介護職員が介護福祉士受験資格を取得するための養成の在り方に関する意見の要点と今後の検討の方向性について(中間まとめ案)

## 中間まとめ 平成22年8月13日

- 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会中間まとめ

## 第5回 平成22年10月12日

- 介護福祉士によるたんの吸引等について
- 今後の介護人材養成体系について
- より高い知識・技術をもつ介護福祉士の養成について

## 第6回 平成22年10月29日

- より高い知識・技術をもつ介護福祉士の養成について
- 介護福祉士に至るまでのキャリアパスの在り方について

## 第7回 平成22年11月29日

- 介護福祉士に至るまでのキャリアパスの在り方について
- より高い知識・技術をもつ介護福祉士の養成について

## 第8回 平成22年12月22日

- 「今後の介護人材養成の在り方について」(骨子案)について

## 2 経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ

- 1. 目的**
  - ・日本と相手国の経済上の連携を強化する観点から、公的な枠組みで特例的に行うもの。(労働力不足への対応が目的ではない)
  - ・日本の介護施設で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格の取得を目指す。
  
- 2. 受入れ国**
  - ・インドネシア共和国、フィリピン共和国
  
- 3. 人数枠**

平成23年度 300人(インドネシア、フィリピンともに同じ人数)  
※日本の労働市場に悪影響を及ぼさないようにする観点から上限を設定

・平成20年度実績: インドネシア人候補者104人
・平成21年度実績: インドネシア人候補者189人、フィリピン人候補者217人
・平成22年度実績: インドネシア人候補者77人、フィリピン人候補者82人
  
- 4. 在留期間**
  - ・資格取得前は最大4年間(年1回更新。なお、フィリピン就学コースの場合には養成校卒業までに必要な期間まで更新が可能。)、資格取得後は在留資格の更新回数の制限なし。
  - ・協定上定められた在留期間中に国家資格を取得できなかった者は帰国する。
  - ・滞在中の在留資格は「特定活動」。
  
- 5. 要件**
  - ・候補者 …… 看護学校卒業者 又は 四大卒業者(インドネシアの場合には3年以上の高等教育機関卒業者)であり母国での介護士資格認定者
  - ・受入施設 …… ①定員30名以上の介護施設であること  
②介護職員数(候補者を除く)が法令に基づく配置基準を満たすこと  
③常勤介護職員の4割以上が介護福祉士有資格者であること  
④候補者に対して日本人と同等以上の報酬を支払うこと  
⑤適切な研修体制を確保すること 等  
(候補者・受入施設ともに就労コースの場合の要件)
  
- 6. その他**
  - ・受入れの実務は、協定に基づく唯一の受入れ調整機関である(社)国際厚生事業団が行う。

# 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援策の概要等

意欲と能力のある候補者が一人でも多く介護福祉士の資格を取得できるよう、平成23年度予算案において、以下の事業を実施するために必要な経費を盛り込んだところ。

各自治体におかれては、管内の受入施設に対して、積極的な周知を行うとともに、事業の活用促進をお願いしたい。なお、本事業は自治体に財政負担を求めるものではない。

## 1. 受入施設が行う候補者の学習に対する支援（外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業）

本年度実施している受入施設における候補者の日本語学習に対する支援事業について、対象を介護分野の専門学習にも拡大する。

※ 対象となる学習経費の例

日本語講師や養成校教員等の受入れ、日本語学校への通学、民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等

（ 補助率 : 定額（10/10）  
候補者1人当たり年間23.5万円以内 ）

## 2. 日本語及び介護分野の専門知識等の学習に関する支援（外国人介護福祉士候補者学習支援事業）

本年度実施している日本語習得のための集合研修に加えて、新たに、介護福祉士として必要な専門知識・技術や日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修、就労・研修2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

※ E P Aに関する様々な情報については、「E P A通信」と題して、電子メールでの情報提供を実施しているところ。今後とも、適時情報提供を行っていくが、御不明な点等があれば、当局にお知らせ願いたい。

# 介護福祉士国家試験問題における難しい用語の取扱い

介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて、候補者などに対して配慮するため、本年度から、試験問題中で使用される難しい用語を一部見直し、分かりやすい表現にすることとした。

## 見直しの概要

### ① 易しい用語に置き換えても現場が混乱しないと思われるものについては、置き換え、ふりがな、複合語の分解、平易に表現する等の方法で見直しを行う。

(例)

- 難しい表現は易しい用語を使って置き換える。例) 光源を設ける→照明を設ける
- 常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、個々に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。  
例) 几帳面きちょうめんな
- 長い複合語で分解しても問題ないものは、言葉を補い、わかりやすい表現とする。  
例) 加齢変化→加齢による変化

### ② 介護、福祉、医療などの学問上・法令上の専門用語は、原則として置き換えないが、難しい漢字にはふりがな、英字略語には正式名称と日本語訳をつけ、疾病名には英語を併記するなどの改善を図る。

(例)

- 常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、個々に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。  
例) 下痢げり 麻痺まひ
- 英語の正式名称及び一般的に使用されている日本語訳を併記する。  
例) ADL→ADL (Activities of Daily Living : 日常生活動作)

## 5 消費生活協同組合の指導・監督

# 消費生活協同組合の指導・監督（共済事業における規制の対応）

## 生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、組合の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。

## 今後のスケジュール

### 【健全性の基準】

- ・ 平成22年3月期末決算から・・・支払余力比率の算出
- ・ 平成24年3月期末決算（※）から・・・参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・ 平成25年3月期末決算（※）から・・・早期是正措置の指標として適用

（※）導入時期は十分な周知期間及び必要な準備期間を設ける観点から経済動向等も見極めつつ、上記のスケジュールとすることを基本としている。

### 【最低出資金規制・兼業規制】

- ・ 平成25年4月から適用

所管組合に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、上記の今後のスケジュールを勘案しつつ、適切な指導・監督を行うことが必要。

## Ⅱ 援 護 関 係



# 援 護 関 係

## 重点事項

- ・ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について

## 予算概要

- ・ 平成23年度援護関係予算案の概要

## 連絡事項

- ① 遺骨帰還等慰霊事業
- ② 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達
- ③ 中国残留邦人等に対する支援策の実施
- ④ 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止
- ⑤ 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査
- ⑥ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の時効失権防止
- ⑦ 昭和館・しょうけい館の入館促進
- ⑧ 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について

# 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について

## 制度の概要

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金は、長年にわたり、障害のある夫の介助、看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給するもの(昭和41年に制度創設)。

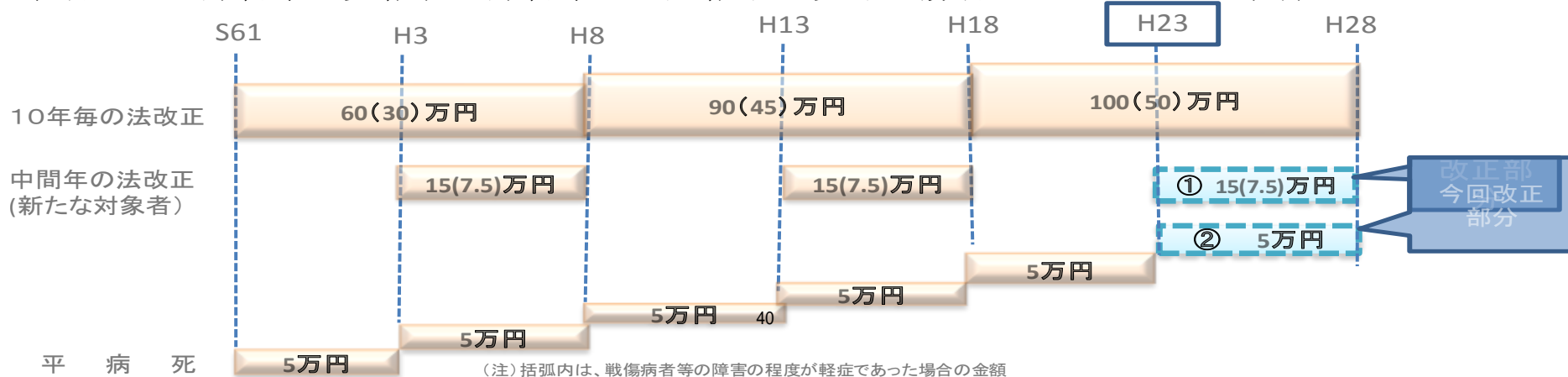
※ 昭和41年の制度創設以降、これまでに、10年ごと(昭和51年、昭和61年、平成8年、平成18年)のほか、中間年(昭和54年、平成3年、平成13年)においても法改正を行い、特別給付金の支給を実施。

## 改正内容等

○ 本年は中間年にあたることから、通常国会に、下記の者に対して戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給するための改正法案を提出する予定。(平成23年10月1日施行予定)

- ・平成15年4月2日から平成23年4月1日までに新たに戦傷病者等の妻になった者。
- ・平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死(※)した場合の、当該戦傷病者等の妻。

※平病死・・・障害年金受給者が障害年金の支給事由以外の傷病により死亡した場合



# 平成23年度 援護関係予算(案)の概要

22年度予算

23年度予算(案)

全体 46,140百万円 → 42,808百万円

援護年金 31,132百万円 → 27,060百万円

戦没者慰霊事業の推進 1,402百万円 → 2,234百万円

うち、平和を祈念するための硫黄島特別対策事業  
 174百万円 → 1,160百万円  
 (22年度補正予算にて、約1.9億を措置。合計 13.6億円)

(1)遺骨帰還等 874百万円 → 1,766百万円

(2)戦没者遺児による  
 慰霊友好親善事業 334百万円 → 283百万円

(うち、洋上慰霊経費 154百万円 → 0百万円)

戦没者等の妻に対する特別給  
 付金の支給(支給事務費) 0百万円 → 43百万円

中国残留邦人等の援護等 11,536百万円 → 11,703百万円<sup>3</sup>

# ① 遺骨帰還等慰霊事業

## 平成23年度の方針

### (1) 遺骨帰還

南方地域	旧ソ連地域等
<ul style="list-style-type: none"><li>・寄せられた遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら8地域において実施(フィリピン、東部ニューギニア等)</li><li>・確度の高い情報があれば、緊急的な派遣を実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・抑留中死亡者等の遺骨帰還をザバイカル地方、アムール州等の5地域において実施。</li></ul>

#### ◎フィリピン地域

一部に比人の遺骨が含まれているのではとの指摘を受け、遺骨収容事業を中断し、検証作業を実施中。

#### ◎硫黄島

菅総理指示の下、昨年8月、政府に特命チームが発足。昨年12月の遺骨収容・調査では、米国資料情報に基づく収容場所が集団埋葬地である可能性が高いことを確認し、これまで300柱を超える御遺骨を収容。

平成23年度からは特別対策事業として、遺骨帰還を強化。

※ 従来、遺骨の収集及び送還を総称する用語として用いてきた「遺骨収集」という用語については、より丁寧に対応する観点から、総称する用語としては「遺骨帰還」という文言に、遺骨の「収集」という個々のプロセスに関する用語としては「遺骨収容」という文言に置き換えることとした。

### (2) 慰霊巡拝

南方地域	旧ソ連地域等
7地域について実施(フィリピン、東部ニューギニア、硫黄島等)	ロシア連邦等の5地域について実施(ハバロフスク地方、アムール州、沿海地方等)

#### 依頼事項

- 遺骨情報が寄せられた場合の情報提供
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦(2月中を目途に実施時期等を通知予定)

## ② 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達

### 現 状

#### (DNA鑑定)

- 旧ソ連地域等から送還した遺骨につき、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。

#### (遺骨等の伝達)

- 遺族が居住する都道府県から伝達。

### 連絡事項

#### (DNA鑑定)

- 平成22年度に収容した遺骨について、関係遺族へのDNA鑑定の案内を平成23年度内に送付予定。

### 依頼事項

#### (遺骨等の伝達)

- 都道府県庁において記者発表される際は、遺族への伝達7日前までに厚労省に連絡願いたい。

# ③ 中国残留邦人等に対する支援策の実施

## 1 中国残留邦人に対する支援策の実施について

### 現 状

平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域における生活支援等を柱とする新たな支援策を開始。

### 依頼事項

- 需要に応じた地域での生活支援等について、きめ細やかな運用にご協力をお願いしたい。
- 中国残留邦人等の高齢化により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要がさらに高まっていることから、公営住宅管理部局とも連携し、良質な住環境の確保にご協力をお願いしたい。

## 2 支援給付事務の監査について

### 現 状

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人に対する支援給付事務の監査を実施しており、平成23年度も実施予定。
- 平成23年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、本年4月中にお知らせする予定。
- 平成22年度の監査については、問題の多かった事項など全般的な状況を取りまとめ、本年5月中にお知らせする予定。

### 依頼事項

- 支援給付事務の適正な運用が図られるよう、引き続き、ご協力をお願いしたい。

## ④ 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止

### 現 状

- 中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金の支給については、権利を取得した日から5年経過すると申請ができなくなり、平成20年1月1日の改正支援法施行時に権利を取得した者の申請期間は、平成24年12月31日までとなっている。

### 依 頼 事 項

- 厚生労働省において、平成23年度より、ポスターの配布など広報活動を通じて時効失権防止対策に努めることとしており、その際には、各都道府県・市においてもご協力をお願いしたい。

## ⑤ 旧ソ連抑留中死亡者資料の資料調査

### 現 状

- 旧ソ連抑留中死亡者の資料調査については、平成3年以降、ロシア側より死亡者資料を入手し、日本側資料との照合調査を実施。  
→ 特定できた者は、都道府県の協力を得て遺族調査を実施し、遺族に記載内容をお知らせ。
- 抑留中死亡者約5万3千人のうち、ロシア側資料と照合ができていない者について更なる調査・資料提供をロシア政府に要請中。
- 昨年は、ロシア国立軍事古文書館より約70万枚の抑留者登録カードを入手し、現在、日本側資料との照合調査を実施中。  
(新たに1,482名を特定(平成22年12月末現在) 累計特定者数約3万4千人)

### 依 頼 事 項

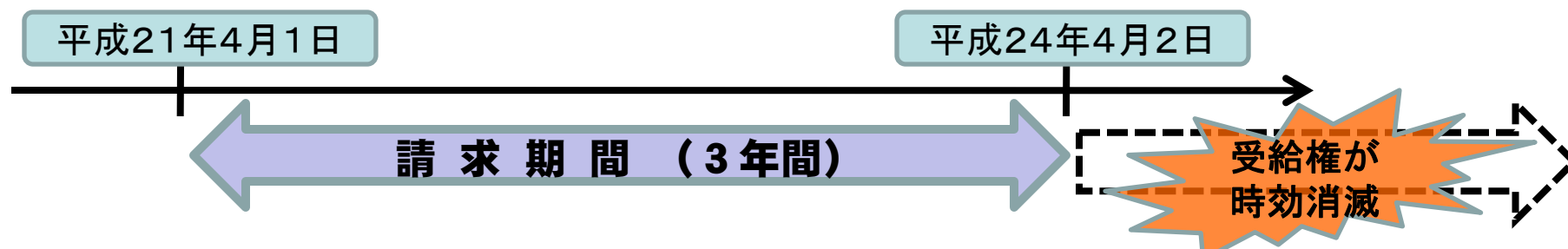
- カードによる照合調査により死亡者が特定できた場合は、これまでと同様に、その記載内容を遺族にお知らせしたいので、引き続き、遺族調査に協力願いたい。



## ⑥ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の時効失権防止

### 現 状

- 平成21年4月1日から受付を開始した戦没者の遺族に対する特別弔慰金については、請求期間は3年間(平成24年4月2日まで)。



- 平成21年7月に厚労省から恩給等の失権者の遺族に個別案内を実施。

### 依頼事項

- 平成23年度は請求期間の最終年度であり、受給権者と思われる遺族で未請求の者に対し、是非、個別の制度案内を行っていただきたい。



- 各都道府県においても、自治体の広報紙等を活用した広報活動について、なお一層努力していただきたい。

## ⑦ 昭和館・しょうけい館の入館促進

### 昭和館

- ・戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えていくために、厚生労働省が開設した国立の施設（H11年3月）。
- ・常設展示室における実物資料の展示等、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行う。
- ・特別企画展を毎年開催。



昭和館HP <http://www.showakan.go.jp/>

### しょうけい館

- ・戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料・情報の収集、保存、展示により、後世代にその労苦を伝えていくため、厚生労働省が開設した国立の施設（H18年3月）。
- ・常設展示室における展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行う。

しょうけい館HP

<http://www.shokeikan.go.jp/top/index.html>



### 依頼事項

- 厚生労働省としては、昭和館・しょうけい館の来館者促進の広報に努めているところであるが、都道府県及び市区町村におかれても、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等にご配慮いただきたい。

（昭和館の巡回特別企画展（平成23年10月予定） 愛媛県・山口県 開催予定）

# ⑧ 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について

## 概要

- 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（以下「戦後強制抑留者特別措置法」）は、参議院総務委員長提案の議員立法。平成22年6月16日に成立、同日公布・施行。具体的な規定内容は以下のとおり。

### ① 特別給付金の支給

戦後ソ連又はモンゴルに強制抑留された者で、施行日において日本国籍を有するものには、（独）平和祈念事業特別基金（総務省所管）が、帰還時期の区分に応じて25万円～150万円の特別給付金を支給。（請求期限 平成24年3月末）

### ② 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定・公表

政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処する以外のもので対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針を策定・公表。

## 基本方針の策定について

- 戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針については、政府与党内の調整の結果、厚生労働省が関係省庁の協力を得て原案を作成し、政府において策定するものとされている。
- 現在、関係省庁等と協議を行いつつ、その具体的な内容を検討しているところ。